

郡山市学校給食異物混入確認時 対応基準

学校教育部学校管理課

令和 7 年11月

もくじ

1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2 異物の定義・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3 異物の種別・形態別基準・・・・・・・・	3
4 異物確認時の対応・・・・・・・・・・	4
5 異物混入を確認した場合・・・・・・・・	5

事務担当：学校教育部学校管理課 食育係
TEL：024-924-3421
FAX：024-935-5610
E-mail：gakkoukanri@city.koriyama.lg.jp

1 はじめに

本市では、学校給食への異物混入問題について、学校給食法学校給食衛生管理基準を踏まえた衛生管理により安全確保の体制を強化しており、万が一、学校給食への異物混入があった場合の対応については「学校給食の手引 令和元年度 改訂版」に基づき実施しております。

異物混入が確認された場合は、異物の種別・形態別による対応区分により適切な対応が必要となります。

2 異物の定義

厚生労働省監修の食品衛生検査指針第9章において、「異物は、生産、貯蔵、流通の過程で不都合な環境や取扱い方に伴って、食品中に侵入または混入したあらゆる有形外来物をいう。但し、高倍率の顕微鏡を用いなければ、その存在が確認できない程度の微細なものは対象としない。」と定義されています。以下のように異物は3つに分類されています。

(1) 動物性異物：虫、虫片、体毛、羽毛、哺乳動物や鳥類の排泄物、卵など。

(2) 植物性異物：植物片、木片、紙片、カビなど。

(3) 鉱物性異物：鉱物・岩石片、貝殻片、ガラス片、金属片、合成ゴム、合成繊維など。

なお、必ずしも上記の定義に当てはまらない「異物」とされるもの（賞味期限切れや変質した食材、洗剤など）もあります。

食品への異物の混入は、法律により規制されています。

食品衛生法第6条4号において、「不潔、異物の混入又は添加その他の事由により、人の健康を損なうおそれがある食品又は添加物は、これを販売し（不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む、以下同じ。）、又は販売の用に供するために、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。」と規定されています。

3 異物の種別・形態別基準

(1) 非危険物（レベル1）

毛髪、繊維片、食品包装材の切れ端（ビニール等）、食物の皮や殻等食材に付着していた衛生害虫以外の虫等、不快であり、衛生的ではないものの加熱調理の有無なども考慮し、健康被害の生じるおそれがないと思われるもの。

ただし、発見時の種別や数量等によってはレベル2やレベル3に移行するものもある。

(2) 危険な異物と疑われる物（レベル2）

非危険物とも危険物とも判断がつかず、健康被害が生じると懸念されるもの。

(3) 危険な異物（レベル3）

金属類、ガラス片、鋭利なプラスチック片、洗剤等、児童生徒に健康被害が生じるおそれがあるもの。

4 異物確認時の対応

区分		非危険物 《レベル1》	危険な異物と疑われる物 《レベル2》		危険な異物 《レベル3》	
危険度		不快であり衛生的ではないが健康被害の生じるおそれがないと思われるもの	喫食することで健康被害が生じると懸念されるもの		児童生徒に健康被害が生じるおそれがあるもの	
異物の種類例		・毛髪 ・繊維片 ・食品包装材の切れ端（ビニール等） ・食物の皮や殻、軟質性で鋭利でない骨や茎、種等 ・食材に付着の虫等	・プラスチック、ゴム類 ・衛生害虫（ゴキブリ、ハエ等） ・異常な変色や異臭 ・賞味期限切れや変質した食材等 ・レベル1が複数発見された場合		・金属類（針金含む） ・ガラス片 ・鋭利な骨、枝、竹串 ・鋭利なプラスチック片 ・洗剤、塩素系等化合物 ・レベル1、2が大量に混入していた場合	
危険度判断者		学校長及び市教育委員会	学校長及び市教育委員会		学校長及び市教育委員会	
健康被害の有無		無	無	有	無	有
給食への対応		異物の状況によって判断	異物の状況によって判断	当該学校即時停止	当該学校即時停止	当該学校即時停止
保護者への対応		原則通知は行わない	状況により当該学校の保護者に通知を行う （中学校給食センターは、受配校長・保護者宛文書作成）		原則当該学校の保護者に通知を行う （中学校給食センターは、受配校長・保護者宛文書作成）	
情報提供機関	市教委（学校管理課）	○（必要）	○	○	○	○
	県教委	×（不要）	△（協議）	○	○	○
	保健所	×	△	○	○	○
	報道	×	△	○	○	○

【中学校給食センター受配校の場合の注意】

当該学校と同じコースの学校には、状況に応じて中学校給食センターから指示する。

5 異物混入を確認した場合

速やかな連絡と、発見時の状況・対応経過について報告書の提出をお願いいたします。

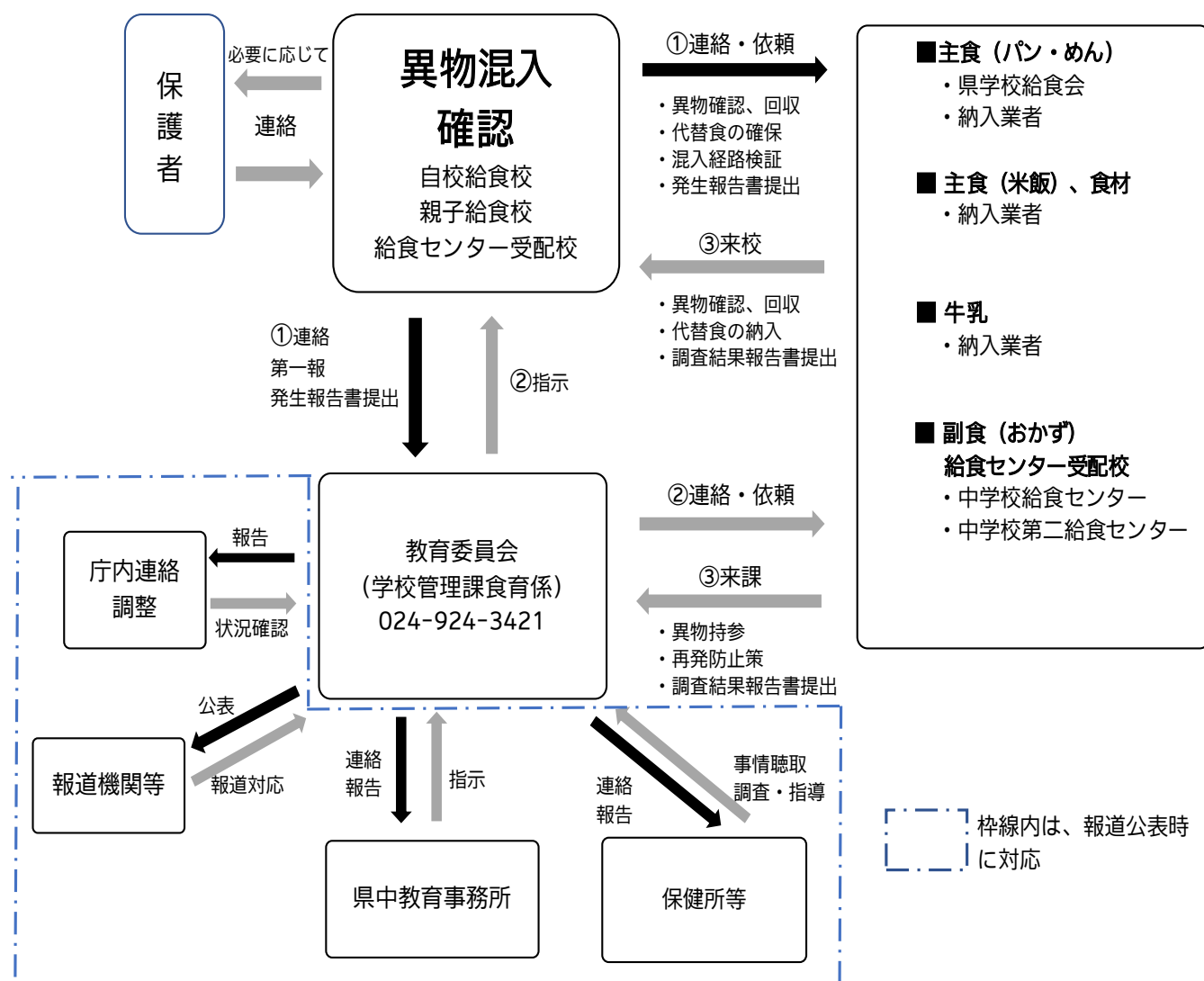
＜異物の保管＞

★発見した状態を写真に撮る

（異物を取り出し又は異物の横に物差しを置いて写真を撮る）

★異物が変質・変形しないように保管（納入業者等へ引渡し）

【自校給食校・親子給食校・給食センター】異物混入連絡体制



枠線内の対応時には、「異物混入事故報告書」（「学校給食の手引 改訂版」掲載様式）を関係機関へ報告するため、所定の様式による報告書の作成を依頼いたします。